議案第12号

教育委員会事務局幹部職員の異動

下記のとおり決定する。

記

1　平成30年４月１日付

（部長級）

新　任　職	現　職	職	氏　名	備考
教育委員会事務局子ども部教育担当部長	保健福祉部参事（連絡調整担当）	事	村　木　久　人	

（課長級）

新　任　職	現　職	職	氏　名	備考
教育委員会事務局子ども部子育て推進課長	政策経営部財政課財政調整主査（総括係長）	事	中　根　昌　宏	昇任
教育委員会事務局子ども部子ども施設課長【統括課長】	教育委員会事務局子ども部子ども施設課長	事	小　池　正　敏	
教育委員会事務局子ども部学務課長【統括課長】	保健福祉部高齢介護課長【統括課長】	事	纓　片　淳　一	新規 再任用
九段中等教育学校経営企画室長 教育委員会事務局子ども部副参事（特命担当）兼務	保健福祉部生活支援課長	事	新　治　　博	更新 再任用

2　平成30年３月31日付転出

（部長級）

現　職	転出先（新任職）	職	氏　名	備考
教育委員会事務局子ども部教育担当部長	地域振興部文化スポーツ担当部長	事	小　川　賢太郎	
	地域振興部オリンピック・パラリンピック担当部長　兼務 地域振興部オリンピック・パラリンピック担当課長【統括課長】事務取扱			

（課長級）

現　職	転出先（新任職）	職	氏　名	備考
教育委員会事務局子ども部学務課長【統括課長】	保健福祉部生活支援課長【統括課長】	事	柳　　晃　一	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課長	保健福祉部高齢介護課長【統括課長】	事	土　谷　吉　夫	
教育委員会事務局子ども部指導課長	墨田区立墨田中学校長	事	杉　浦　伸　一	派遣満了

3　平成30年３月31日付再任用任期満了

（課長級）

現　職	転出先（新任職）	職	氏　名	備考
九段中等教育学校経営企画室長		事	大　井　良　彦	

議案第14号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	現　行
（支給割合） 第４条　条例第30条第２項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第１左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 （１）　法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員　100分の95（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の115） （２）　再任用職員　100分の45（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の55） ２～３　（現行に同じ）	（支給割合） 第４条　条例第30条第２項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第１左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 （１）　法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員　100分の100（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の120） （２）　再任用職員　100分の47.5（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の57.5） ２～３　（略）

備　考

1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。

2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附　則

この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。

議案第15号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

改正後	現　行
（新たに職員となった者の号給） 第４条　（現行に同じ） ２　（現行に同じ） ３　新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第１項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を３月で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給）とすることができる。 （１）　（現行に同じ） （２）　（現行に同じ） ４　（現行に同じ） （新たに職員となった者の号給の調整） 第４条の２　新たに職員となった年度に経験年数を有する者（臨時的に任用される教育職員を除く。）については、その者が職員となった日以後の最初の昇給日に、昇給の号給数（第10条第３項の規定による昇給の号給数をいう。同条第１項及び第２項を除き以下同じ。）に前条の規定により採用日前日までの経験年数から得られる号数から同条の規定により採用日の属する年度の４月１日前の経験年数から得られる号数を減じて得た号数を加算して調整するものとする。ただし、減じる場合において、減じる号数が昇給することとなる号給数（昇給の号給数、この条及び第11条の規定により加算する号数並びに第12条の規定により昇給する号数の合計の号数をいう。以下同じ。）を超えるときは、当該減じる号数から当該昇給することとなる号数を減じた残りの号数を、次回以降の昇給日に調整するものとする。	（新たに職員となった者の号給） 第４条　（略） ２　（略） ３　新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第１項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を３月で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が第４条の２第２号に該当するものである場合は、同号の号数を減じて得た数を号数とする号給）とすることができる。 （１）　（略） （２）　（略） ４　（略） （新たに職員となった者の号給の調整） 第４条の２　新たに職員となった者のうち次の各号に掲げる者については、その者が職員となった日以後の最初の昇給日に、昇給の号給数（第10条第３項の規定による昇給の号給数をいう。同条第１項及び第２項を除き以下同じ。）に当該各号に定める号数を加算し、又は減じて調整するものとする。ただし、減じる場合において、減じる号数が昇給することとなる号給数（昇給の号給数、この条及び第11条の規定により加算する号数並びに第12条の規定により昇給する号数の合計の号数をいう。以下同じ。）を超えるときは、当該減じる号数から当該昇給することとなる号数を減じた残りの号数を、次回以降の昇給日に調整するものとする。 （１）　初任給基準表に調整号数の定めのある初任給欄を適用される者　当該基準表に掲げる調整号数 （２）　新たに職員となった年度に経験年数を有する者（臨時的に任用される教育職員を除く。）次のアの号数からイの号数を減じて得た号数 ア　第４条の規定により採用日前日までの経験年数から得られる号数

	イ　第４条の規定により採用日の属する年度の４月１日前の経験年数から得られる号数
（昇格の場合の号給） 第６条　（現行に同じ） ２　（現行に同じ）	（昇格の場合の号給） 第６条　（略） ２　（略） ３　平成18年３月31日以前に降格した者を、同年４月１日以降に昇格させた場合におけるその者の号給は、前２項の規定にかかわらず、その者が同年３月31日以前に在級した最も上位の職務の級に達するまでは、当該昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給）とする。
（昇給の号給数） 第10条　（現行に同じ） ２・３　（現行に同じ） ４　昇給することとなる号給数（昇給の号給数、第４条の２の規定により加算する号数、第11条の規定により加算する号数及び第12条の規定により昇給する号数の合計の号数をいう。以下同じ。）が、昇給日にその者の属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日に受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号数を超えることとなるときは、第４条の２、前項、次条及び第12条の規定にかかわらず、当該相当する号数を昇給する号給数とする。	（昇給の号給数） 第10条　（略） ２・３　（略） ４　昇給することとなる号給数（第４条の２の規定の適用がある場合は減じる調整をした後の号給数）が、昇給日にその者の属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日に受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号数を超えることとなるときは、第４条の２、前項、次条及び第12条の規定にかかわらず、当該相当する号数を昇給する号給数とする。
（休職中等の者の昇給） 第13条　昇給日において、休職中、配偶者同行休業中、育児休業中、大学院修学休業中、外国派遣中、公益法人等派遣中（公益的法人等派遣条例第３条の２の規定の適用を受ける場合を除く。）又は停職中の者に対しては、第10条第３項及び前条の規定による昇給並びに第４条の２及び第11条の規定による加える調整を行わないものとする。	（休職中等の者の昇給） 第13条　昇給日において、休職中、配偶者同行休業中、育児休業中、大学院修学休業中、外国派遣中、公益法人等派遣中（公益的法人等派遣条例第３条の２の規定の適用を受ける場合を除く。）又は停職中の者に対しては、第10条第３項及び前条の規定による昇給、第４条の２及び第11条の規定による加える調整並びに第４条の２の規定による減じる調整を行わないものとする。
（復職時等における号給の調整） 第16条　条例第26条の規定による職員の号給の調整を行う場合には、復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）にその者の号給を次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める号給とする。 （１）　休職、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、外国派遣、公益的法人等派遣（公益的法人等派遣条例第３条の２の規定の適用を受ける場合を除く。）又は停職（以下「休職等」という。）の期間中に、２以上の昇給日がある場合　各昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数を合計した号給数を、休職等に入る前日に受けて	（復職時等における号給の調整） 第16条　条例第26条の規定による職員の号給の調整を行う場合には、復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）にその者の号給を次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める号給とする。 （１）　休職、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業、外国派遣、公益的法人等派遣（公益的法人等派遣条例第３条の２の規定の適用を受ける場合を除く。）又は停職（以下「休職等」という。）の期間中に、２以上の昇給日がある場合　各昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数を合計した号数から各昇給日に勤務していたなら

<table>
<tr>
<td>
いた号給に加算した号給

（２）　前号以外の場合　復職等の日の直前の昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給

２　（現行に同じ）
別表第２（第４条関係）
幼稚園教育職員給料表初任給基準表
<table>
<tr><th>職種</th><th>学歴免許等</th><th>初任給</th></tr>
<tr><td rowspan="2">教諭及び養護教諭</td><td>大学卒</td><td>１級13号給</td></tr>
<tr><td>短大卒</td><td>１級５号給</td></tr>
</table>
</td>
<td>
ば減じることとなる号数を合計した号数を減じた号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給
（２）　前号以外の場合　復職等の日の直前の昇給日に勤務していたならば適用される昇給することとなる号給数から当該昇給日に勤務していたならば減じることとなる号数を減じた号給数を、休職等に入る前日に受けていた号給に加算した号給
２　（略）
別表第２（第４条関係）
幼稚園教育職員給料表初任給基準表
<table>
<tr><th>職種</th><th>学歴免許等</th><th>初任給</th><th>調整号数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">教諭及び養護教諭</td><td>大学卒</td><td>１級13号給</td><td>＋２号</td></tr>
<tr><td>短大卒</td><td>１級５号給</td><td></td></tr>
</table>
備考　調整号数欄に掲げる「＋」は加える号数を示す。
</td>
</tr>
<tr>
<td colspan="2">
備　考
1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
</td>
</tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成 30 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の第４条の２及び別表第２の規定は、この規則の施行の日以後に新たに職員となった者の号給の調整について適用し、同日前に新たに職員となった者の号給の調整については、なお従前の例による。

教育委員会資料
平成 30 年３月30日
子ども総務課

平成30年度　教育委員会事務局一般職員・再任用職員（フルタイム）の異動

内示書（新所属順）　　【教育委員会事務局】　子ども部（学校等含む）

平成30年４月１日付

新任職	現任職	氏　名	備　考
教育委員会事務局子ども部子ども総務課主任	政策経営部総務課	橋本　悠	昇任
教育委員会事務局子ども部子ども支援課入園審査係長	保健福祉部生活支援課生活困窮者支援係長	古庄　啓子	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課主任	西神田保育園主任主事	日下石　洋子	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課	地域振興部税務課	椎名　伸行	
教育委員会事務局子ども部子ども支援課			新規採用
麹町保育園長	麹町保育園主査	平林　玲子	
麹町保育園園長代理	いずみこども園主任主事	髙橋　朋子	昇任
麹町保育園園長補佐	四番町保育園主査	能﨑　順子	
麹町保育園主任	麹町保育園	積田　美生子	昇任
麹町保育園			新規採用
麹町保育園			新規採用
麹町保育園＜昌平幼稚園＞	麹町保育園	仲矢　杏奈	研修
麹町保育園技能主任	西神田保育園技能主任	鈴木　知子	
神田保育園長	いずみこども園副園長	肥沼　美智子	
神田保育園主任	西神田保育園主任主事	佐藤　知惠子	
神田保育園主任	西神田保育園主任主事	西田　さおり	
神田保育園主任	四番町保育園主任主事	河野　めぐみ	
神田保育園主任	四番町保育園主任主事	鈴木　理沙	
神田保育園			新規採用
西神田保育園主任	四番町保育園主任主事	寄田　洋子	再任用

新任職	現任職	氏　名	備　考
西神田保育園主任	神田保育園主任主事	川﨑　由子	
西神田保育園	麹町保育園主任主事	渡邊　絵美	
西神田保育園	四番町保育園	小池　麻美	
西神田保育園	西神田保育園＜千代田幼稚園＞	與那覇　麻美	研修終了
西神田保育園			新規採用
西神田保育園			新規採用
西神田保育園	麹町保育園	西原　千博	
四番町保育園主任	西神田保育園主任主事	澤畑　真由美	再任用
四番町保育園	神田保育園主任主事	前川　洋子	
四番町保育園	ふじみこども園主任主事	太田　博子	
四番町保育園	麹町保育園	岩佐　優子	
四番町保育園	西神田保育園	入方　友梨子	
四番町保育園			新規採用
四番町保育園			新規採用
いずみこども園副園長（課長補佐）	神田保育園長（総括係長）	佐藤　まゆみ	
いずみこども園主査	いずみこども園主任主事	島田　文子	昇任
いずみこども園主任	教育委員会事務局子ども部子ども支援課主任主事	川合　美津子	
いずみこども園主任	いずみこども園	松波　智美	昇任
いずみこども園			新規採用
ふじみこども園副園長	四番町保育園主査	保坂　由紀	
ふじみこども園主査	神田保育園主任主事	阿部　亜紀代	昇任
ふじみこども園主任	神田保育園主任主事	水野谷　恵美	
ふじみこども園主任	ふじみこども園	吉野　礼子	昇任
ふじみこども園			新規採用
教育委員会事務局子ども部子育て推進課	地域振興部税務課主任主事	中原　優	
教育委員会事務局子ども部子育て推進課	政策経営部ＩＴ推進課	新井　正洋	

新任職	現任職	氏　名	備　考
教育委員会事務局子ども部子育て推進課			新規採用
児童・家庭支援センター児童相談所準備担当係長	教育委員会事務局子ども部子ども総務課主任主事	松村　秀一	昇任
児童・家庭支援センター児童センター係長	児童・家庭支援センター児童センター係長	能美　実香	再任用
児童・家庭支援センター			新規採用
児童・家庭支援センター			新規採用
児童・家庭支援センター			新規採用
児童・家庭支援センター＜東京都福祉保健局＞	児童・家庭支援センター	北島　宏倫	派遣研修
神田児童館主任	一番町児童館主任主事	相模　佐知子	
神田児童館	児童・家庭支援センター	今井　慎一	
四番町児童館館長代理	四番町児童館主任主事	天野　愛子	昇任
一番町児童館主任	一番町児童館主任主事	渋谷　直子	再任用
一番町児童館主任	神田児童館主任主事	下村　市子	
一番町児童館技能主任	神田児童館技能主任	吉野　由香	
教育委員会事務局子ども部子ども施設課施設計画担当係長	保健福祉部生活支援課相談・保護主査	須貝　恵子	
教育委員会事務局子ども部子ども施設課	地域振興部コミュニティ総務課主任主事	笛木　宏子	
教育委員会事務局子ども部子ども施設課			新規採用
教育委員会事務局子ども部学務課給食担当係長（課長補佐）	教育委員会事務局子ども部学務課給食係長（総括係長）	落合　宏之	
教育委員会事務局子ども部学務課給食担当係長（課長補佐）	保健福祉部生活衛生課食品表示主査（総括係長）	佐藤　ひろ子	
教育委員会事務局子ども部学務課	九段幼稚園	小宮　健志	
教育委員会事務局子ども部学務課			新規採用
教育委員会事務局子ども部指導課事務係長（課長補佐）	教育委員会事務局子ども部指導課事務係長（総括係長）	林　文則	再任用
教育委員会事務局子ども部指導課	保健福祉部在宅支援課	植田　健	
教育委員会事務局子ども部指導課			新規採用

（幼稚園・学校）

新任職	現任職	氏　名	備　考
九段幼稚園	教育委員会事務局子ども部学務課	大竹　勝	
番町幼稚園技能主任	番町幼稚園技能主任	田中　世津子	再任用
神田一橋中学校技能長	神田一橋中学校技能主任	女部田　明	昇任
九段中等教育学校経営企画室管理係長	保健福祉部保険年金課主査＜東京都後期高齢者医療広域連合＞	福島　康芳	派遣終了
九段中等教育学校経営企画室	環境まちづくり部環境まちづくり総務課	坂本　衡治	
九段中等教育学校経営企画室			新規採用
九段中等教育学校経営企画室技能主任	お茶の水小学校技能主任	川野　貞子	再任用

（兼務）

兼務職	所　属	氏　名	備　考
教育委員会事務局子ども部子育て推進課主任	教育委員会事務局子ども部子ども支援課主任	日下石　洋子	

教育委員会資料
平成30年3月30日
子ども総務課

平成30年度 区立学校入学式　出席者名簿（案）

	教育委員会（挨拶）	
小学校	出席者	4月6日(金)　10時30分
麹町	子ども部長	大矢(おおや)　栄一(えいいち)
九段	教育担当部長	村木(むらき)　久人(ひさと)
番町	学務課長	纓片(おがた)　淳一(じゅんいち)
富士見	教育長職務代理者	中川(なかがわ)　典子(のりこ)
お茶の水	教育長	坂田(さかた)　融朗(みちあき)
千代田	指導課長	佐藤(さとう)　友信(ともの ぶ)
昌平	教育委員	金丸(かなまる)　精孝(きよたか)
和泉	教育委員	長﨑(ながさき)　夢地(ゆめじ)
中等教育学校	出席者	4月6日(金)　14時00分
九段	教育委員	金丸(かなまる)　精孝(きよたか)
中学校・通信教育課程	出席者	4月8日(日)　10時00分
神田一橋	教育委員	長﨑(ながさき)　夢地(ゆめじ)
	指導課長	佐藤(さとう)　友信(ともの ぶ)
	指導主事	伊藤(いとう)　祐一郎(ゆういちろう)
中学校	出席者	4月9日(月)　10時00分
麹町	教育委員	長﨑(ながさき)　夢地(ゆめじ)
神田一橋	子ども部参事	安田(やすだ)　昌一(しょういち)

※人事異動内示後